

# 著作権侵害

権利侵害と言えるためには  
そして、その対応はどうする

白鷗大学  
杉山 務

1

## 権利侵害とは

- 1 自分に主張できる権利があつて
- 2 相手が権利を侵害しており
- 3 相手に正当な権限がない  
場合が権利侵害となる

2

## 主張できる権利の著作物

10条

### 著作権の対象

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型  
その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

3

## 主張できる権利

二次的著作物の  
創作権

複製権

上演権  
演奏権

二次的著作物の  
利用権

譲渡権

著作者・  
著作権者

上映権

貸与権

著作者人格権  
公表権・氏名表示  
権・同一性保持権

公衆  
送信権

頒布権

公の  
伝達権

各権利を  
支分権

展示権

口述権

伝達する者

著作  
隣接権

4

## 権利侵害の態様

### 著作物の無断利用

- ・ 利用者本人の名義の元に利用 盗作, 剽窃  
内容が類似していても, 独自に作成すれば侵害でない  
作風の模倣は盗作でない(生け花, 茶道, 絵画, 書道)
- ・ 著作物に著作者(著作権者)名を附して利用  
海賊版, 音楽著作物の無断演奏 レコードの無断演奏  
映画の無断再上映 無断翻訳

### 許諾の範囲外の利用

### 著作物の不当利用

5

## 権利侵害の態様

### 許諾の範囲外の利用

出版の許諾を得た者がその著作物を舞台上で上演  
音楽著作物の演奏の許諾を得たものがその著作物を  
放送に利用

### 著作物の不当利用

形式的に許諾の範囲内だが利用の仕方が甚だしく著作  
権者の意図に反する

例. 劇場における上演の許諾を得た者が, 通常の劇場でなく, ス  
トリップ劇場で上演した場合

6

## 著作権の侵害

### 「民事」の対抗措置

#### ● 損害賠償請求

- ・ 故意又は過失により権利を侵害した者に対して、侵害による損害賠償の請求ができる(民法709条)
- ・ 侵害を被った者は損害の額を立証しなければならないが、その立証負担を軽減するために、侵害による損害額の「推定」ができる旨規定(114条)

#### ● 差止請求

- ・ 著作権の侵害を受けた者は、侵害をした者に対して、「侵害行為の停止」を求めることができる
- ・ 侵害のおそれがある場合には、「予防措置」を求めることができる(112条、116条)

#### ● 不当利得返還請求

#### ● 名誉回復等の措置の請求

7

## 著作権の侵害

#### ● 損害賠償請求

#### ● 差止請求

#### ● 不当利得返還請求

- ・ 他人の権利を侵害することにより、利益を受けた者に対して、侵害を被った者は、侵害者が侵害の事実を知らなかった場合には、その利益が残っている範囲での額を、知っていた場合には、利益に利息を付した額を、それぞれ請求することができる(民法703条、704条)  
例えば、自分で創作した物語を無断で出版された場合、その出版物の売上分などの返還を請求できる

#### ● 名誉回復等の措置の請求

- ・ 著作者又は実演家は、侵害者に対して、著作者等としての「名誉・声望を回復するための措置」を請求することができる(115条、116条)  
例えば、小説を無断で改ざんして出版されたような場合、新聞紙上などに謝罪文を掲載させるなどの措置がこれに当たる

8

## 著作権の侵害とみなされる行為

次の行為は、直接的には著作権の侵害には該当しないが、実質的には著作権の侵害と同等のものであるため、法律によって「侵害とみなす」とされている

- 外国で作成された**海賊版**（権利者の了解を得ないで作成されたコピー）を国内において販売や配布する目的で「**輸入**」すること（113条1項1号）
- 海賊版を海賊版と知っていながら、「販売・配布」したり、販売・配布する目的で、コピーされたものを「**所持**」すること（113条1項2号）
- 海賊版のコンピュータ・プログラムを会社のパソコンなどで「業務上使用」すること（使用する権原を得たときに海賊版と知っていた場合に限る）（113条2項）
- 著作物等に付された「**権利管理情報**」（「電子透かし」などにより著作物等に付されている著作物等、権利者、著作物等の利用条件などの情報）を不正に、付加、削除、変更すること
- 権利管理情報が不正に付加等されているものを、そのことを知っていながら、販売したり送信したりすること（113条3項）
- 著作者の「名誉・声望を害する方法」で、著作物を利用すること（113条5項）

9

## 権利侵害の態様

著作権侵害とみなされる場合（113条）

**5項** 国外頒布用の商業用**レコード**を輸入、頒布、所持する行為

**音楽CD逆輸入禁止**（商業用レコードの国内還流）

海外で合法的にライセンス生産された日本の音楽CDが、逆輸入により日本で格安に販売されるのを防止するために、**4年間**の輸入禁止期間を設ける

**第一譲渡後の国際消尽** <26条の2第2項5号>

10

## 著作者人格権侵害

### 公表権

公表するか否か，公表の方法・条件，公表を妨害する行為，公表の条件を破る行為

### 氏名表示権

氏名・称号を変更，削除，無記名に**実名**を表示  
著作者名の削除を許容；利益を害せず**慣行**がある場合

11

## 著作者人格権侵害

### 同一性保持権

著作物の**題号**それ自体は著作物ではないが，  
無題改変は侵害

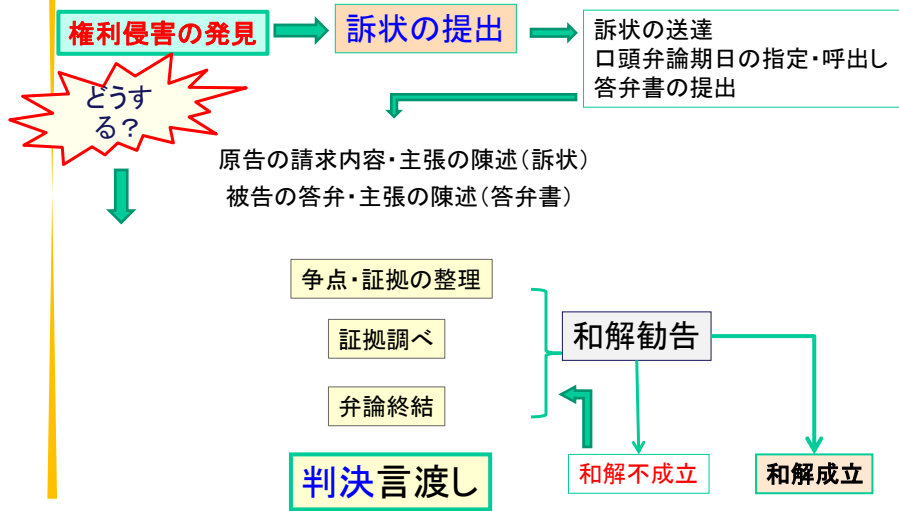
### 著作権侵害とならない場合

学校教育の目的からやむを得ない**用字・用語**の改変  
建築物の増改築，修繕模様替え  
ソフトのバグ修正，バージョンアップ  
その他，やむを得ない改変

著作者人格権の侵害と擬制される場合（113条）

12

# 紛争解決 侵害訴訟



# 法 廷



1 裁判官 2 裁判所書記官 3 裁判所速記官  
4 廷吏 5 原告代理人 6 被告代理人

大阪高裁ホームページから

## 相談、あっせん、調停、仲裁

**相談**: 物事を決めるために他の人の意見を聞いたり、話し合ったりすること。またその話し合い

**あっせん**: 第三者が、当事者の対立する主張を聞いたうえで、当事者に対し、和解を勧めること

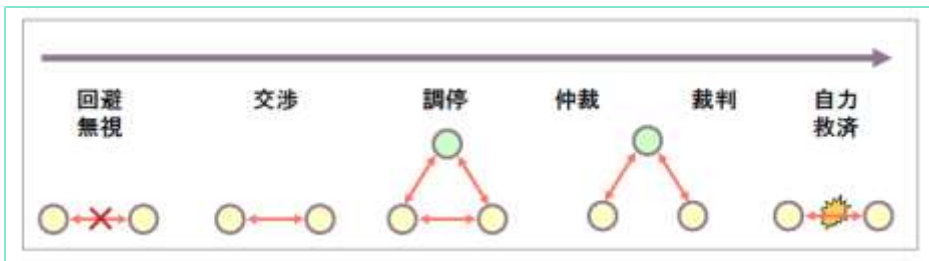
**調停**: 当事者間の紛争を、当事者自身が合意により解決することができるように、第三者(調停人)が支援するプロセス

**仲裁**: 紛争当事者が第三者(仲裁人)に紛争の解決を委ね、仲裁人の判断に従うことで解決する方法  
仲裁判断は、原則として拘束的である

15

### 調停とは

調停人が紛争当事者に解決案を示す等して、紛争当事者間の和解による紛争解決を図る手続



「調停」は、三者関係により行われる。調停では、調停人が両当事者の話し合いのプロセスに介入することにより、よりよい交渉を可能にする。調停人とそれぞれの当事者の話し合いも行われるが、両当事者間の話し合いも行われる。

(社)日本商事仲裁協会、日本仲裁人協会の「調停人養成教材作成委員会」の「調停人養成教材・基礎編(2004年度版)」より引用(一部改変)



## 仲裁による紛争解決方法



当事者の合意により創設された**私的裁判所**による、自主的な紛争解決を目的とする制度

裁判と並ぶ**強制的紛争解決手段**

<http://www.jcaa.or.jp/arbitration/court.html>

17

## 裁判と仲裁の比較

### 「裁判官」

当事者が選べない

対審および判決言渡しは公開

### 「三審制」

上訴ができる反面、長期化し、非経済的である

判決の国際的強制に関する多数国間条約の不存在

### 「仲裁人」

当事者が紛争の事案に応じて自由に選べる

仲裁手続および仲裁判断は**非公開**

### 「一審制」

早期解決が図れ、経済的である

**ニューヨーク条約**による仲裁判断の国際的強制力

18

## 紛争解決斡旋制度

- 著作権等に関する紛争が生じた際、第三者が関与して解決する制度としては、**訴訟**、**民事調停法に基づく調停制度**などがある
- 著作権等に関する紛争の特殊性から、実情に即した簡易、迅速な解決を図るために、著作権法においては、「**紛争解決斡旋制度**」が設けられている(105条~111条)
- **紛争解決斡旋制度**は、著作権法に規定する、著作者人格権、著作者の権利、著作隣接権などに関する紛争を解決するため、**文化庁に申請**する
- 申請は紛争当事者の両者が行うことが原則だが、一方の当事者のみの申請であっても、他の当事者が**同意**すれば、斡旋は行われる
- 斡旋は、斡旋委員により、申請のあった内容について、当事者を交えて、**実情に即した解決**を目指して行われる
- 争点があまりにもかけ離れているなど解決の見込みがないときは、斡旋が打ち切られることがある
- 斡旋委員により得られた斡旋案を、受け入れるかどうかは当事者の**自由意志**による

19

## ま と め



**ご清聴 ありがとうございました。**

杉 山 務

20